

入札公告（郵便入札）

社会福祉法人 仲田会の発注する「納場保育園増築工事」の入札について、一般競争入札を行いますので次のとおり公告します。

令和2年8月7日

社会福祉法人 仲田会
理事長 萱場 良江

1. 入札対象工事

- (1) 工事名 納場保育園増築工事
- (2) 工事場所 茨城県小美玉市納場111-1, 111-9の一部
- (3) 工事概要 全体敷地面積 3,097.20㎡
 - ① 園舎増築工事 木造 平家建1棟 延床面積 84.07㎡
 - ② 既存園舎一部解体工事 1式
 - ③ 上記に係る電気設備工事及び機械設備工事 1式
 - ④ 外構工事他その他付帯する工事 1式
- (4) 工期 契約日の翌日から令和3年1月31日限り

2. 入札参加形態

入札参加形態は、単体とする。

3. 競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 水戸土木事務所管内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく主たる本店があること。
- (2) 建築一式工事について、平成31年・32年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付け等級がSまたはA等級であること。
- (3) 建築一式工事について、平成31年・32年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が1億以上の者であること。
- (4) 一件の規模が延床面積500㎡以上の児童福祉施設・社会福祉施設又は学校教育法に基づく学校の新築又は改築工事について、過去10年以内に施工した実績があること。

- (5) 一件の規模が延床面積500㎡以上の児童福祉施設・社会福祉施設又は学校教育法に基づく学校の新築又は改築工事について、過去10年以内に主任技術者・監理技術者又は現場代理人として施工した実績がある国家資格（一級建築施工管理技士）を有する者を主任技術者又は監理技術者として対象工事に配置できること。（申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること）
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく地方公共団体から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (9) 建築工事について、特定建設業の許可を受けていること。

4. 設計業務の受託者等

- (1) 3（8）の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社 根本建築設計事務所（水戸市赤塚2-2005-80）

- (2) 3（8）の「受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次に該当する者である。

- ① 株式会社 根本建築設計事務所の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役者が株式会社 根本建築設計事務所の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

5. 競争参加資格の確認

- (1) 対象工事の入札に参加するための入札前に入札参加資格申請手続きの審査は要しない。
- (2) 対象工事の入札に参加を希望する者は、入札書提出のときに競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）各1部を入札書と同封により提出するものとする。

- ① 申請書、資料の作成説明会

- ・ 実施しない。
- ② 申請書、資料のヒアリング
 - ・ 実施しない。
- ③ 競争参加者資格の確認は、開札日現在で行い、競争参加資格確認通知書は通知しない。

6. 図面及び仕様書の閲覧等

- (1) 図面及び仕様書は、申し出に基づき、次により閲覧に供する。また、一時貸出も実施する。
 - ・ 令和2年8月7日（金）～令和2年8月14日（金）
いずれも10時から16時（ただし、12時から13時を除く。）
（閲覧場所の混雑を防止するため事前に閲覧する日時を連絡する事）
 - ・ 場所 ㈱根本建築設計事務所（水戸市赤塚2-2005-80）
- (2) 図面及び仕様書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き書面をファクシミリにより行うこと。回答は書面をもって行う。
- (3) 提出期限

令和2年8月17日（月）17時必着

- ・ 書面の提出先
株式会社 根本建築設計事務所 担当：阿久津
TEL 029-252-6777
FAX 029-252-6684

7. 現場説明会

- ・ 実施しない。

8. 競争入札の開札の日時及び場所

- ・ 日時：令和2年8月31日（月） 午前10時00分から
- ・ 場所：茨城県小美玉市納場111-1 納場保育園内
落札となるべき同額の入札をしたものが二者以上あるときは、ただちに「くじ引き」の手続きを行うので、連絡担当者は当日連絡を受けられる体制を整えておくこと。

8. 予定価格 非 公表

（予定価格に達しない場合は最低制限価格以上で入札した最低価格の入札者と価格交渉を行う。）

9. 最低制限価格 有 （開札時に公表）

10. 入札方法

- (1) 郵送（書留、簡易書留、配達記録に限る。）による入札とし、持参、電報又はファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 受領期限 令和2年8月28日（金）17：00必着
※ 期限を過ぎて到着した入札書は受理しない。
- (3) 提出先
〒319-013 茨城県小美玉市納場111-1
社会福祉法人 仲田会 理事長 萱場 良江 宛
電話番号 0299-48-1789
FAX 0299-48-3805
- (4) 提出書類
 - ア 入札書
 - イ 工事費内訳書（別に示す作成例に準じて作成するもの）
 - ウ 連絡担当者の名刺1枚
 - エ 申請書
 - オ 最新の経営事項審査結果通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の27第1項に基づく通知）の写し（建設業法施行令（昭和24年政令第273号）第27条の13に該当するもの（建築一式工事1,500万円以上、その他の建設工事500万円以上）に限る。）
 - カ 施工実績（件名・工事金額・建物用途・規模構造・工期等）を証する契約書等の写し
 - キ 建設業許可証の写し
 - ク 配置予定技術者の実績および資格を証する書類の写し

11. 郵送方法

- (1) 封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。
 - ・ 中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日・入札に係る工事名、入札参加者の商号又は名称を表記するものとする。
 - ・ 表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書、連絡担当者の名刺1枚、申請書及び10.オ～クの資料を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び法人名、入札に係る工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きする。

- (2) 入札に関しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の関連法令を遵守すること。
- (3) 入札書の入札金額欄には、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。
- (4) 提出した入札書の引き換え又は変更を認めない。
- (5) 入札執行回数は、1回とする。
- (6) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低価格の申込者とする。
- (7) 入札結果は、入札後直ちに落札者のみに対し、電話又はファクシミリにより連絡がある。
- (8) 応札者が1者の場合、入札は不成立とする。

1 1. 入札保証金

- ・免除する。

1 2. 工事内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は、別に定める作成例に準じたものとする。
- (3) 提出された工事内訳書の提出は、返却しない。また、引換え、変更又は取り消しは認めない。
- (4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 金額は値引き調整を行わないこと。

1 3. 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関の保障をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付は免除する。

1 4. 請負契約書作成

民間建設工事標準請負契約約款（甲）により、契約書を作成するものとする。

1 5. 支払条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と前払金の保証契約を締結した

場合は、請負代金の20%以内の金額を前払い金として支払う。又、残金額の部分払については、契約時に協議のうえ決定する。

16. 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
 - ① 入札について不正行為があった場合
 - ② 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合
 - ③ 指定日時まで到着しない場合
 - ④ 入札書を2通以上提出した場合
 - ⑤ 入札書を提出しなかった場合
- (2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告で示した入札方法等に違反した入札は無効とする。
- (3) 開札時点において3.に掲げる競争参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (4) 次のいずれかに該当する内訳書等の提出があった場合
 - ① 入札書に記載した入札金額と合計金額が相違する内訳書等
 - ② 指定した書式を用いない内訳書等
- (5) 入札用封筒に内訳書の同封がない場合
- (6) 事後審査に必要な書類を期限までに提出しない場合

17. その他

- (1) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を、本工事の現場に専任で配置すること。
- (2) 提出された資料の返却は行わない。ただし、公表をしたり、無断で他の目的に使用したりすることはしない。
- (3) 本工事の連絡先は次のとおりである。

株式会社 根本建築設計事務所 担当：根本・阿久津

住 所 水戸市赤塚2-2005-80

電話番号 029-252-6777

FAX 029-252-6684